

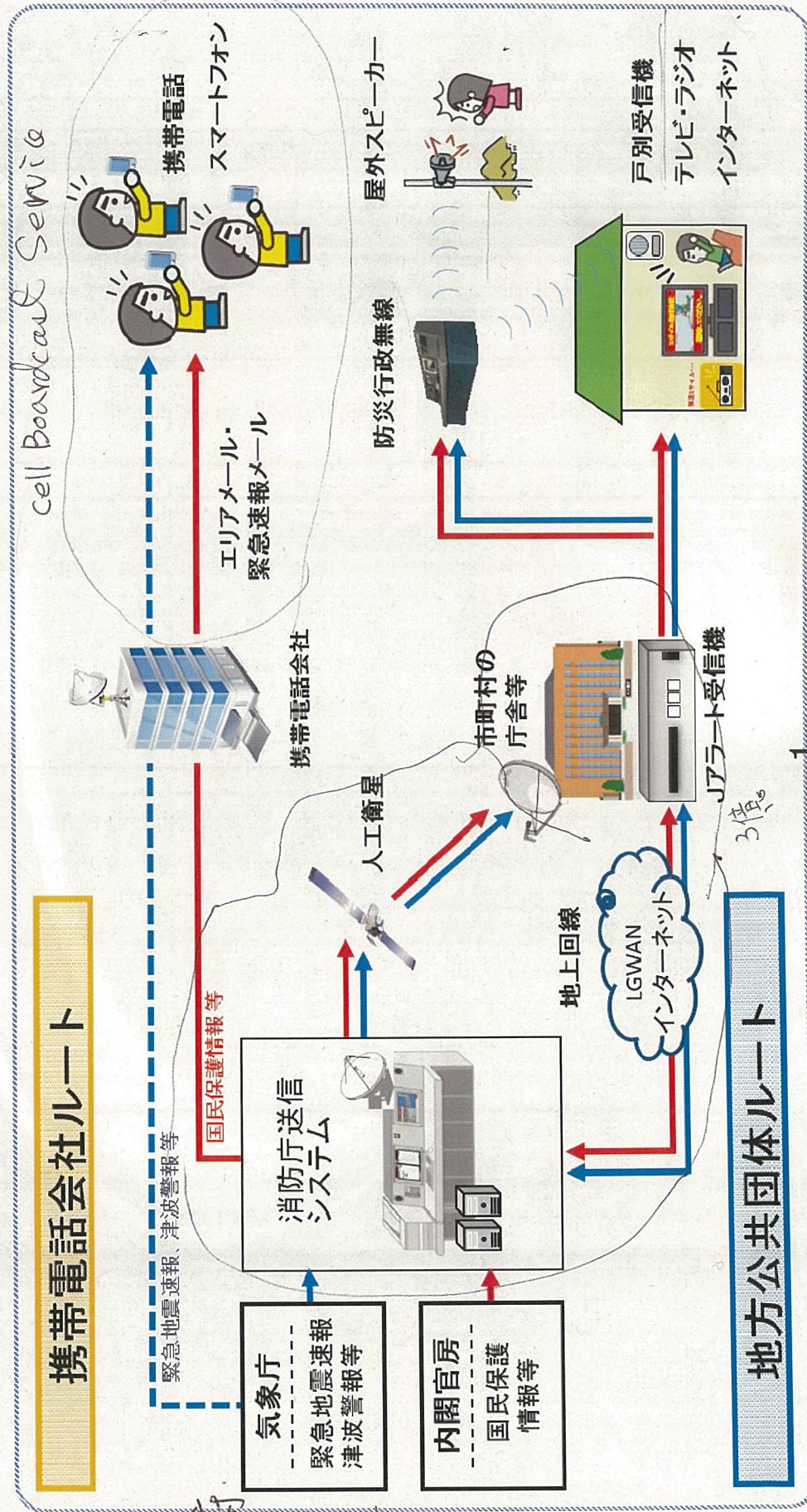
Welcome
to
FDMA

Fire and Disaster Management Agency
Ministry of Internal Affairs and Communications
Japan

● 全国瞬時警報システム(ジアラート)とは

弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステム
火山(天然災害)

携帯電話会社ルート



関連法規

✓ <国民保護>〔法〕

- ・国民保護法第44条第1項
対策本部長は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めると
きは、基本指針及び対処基本方針で定めるところにより、警報を発令しなければならない。

(注) 対策本部長は総理

- ・国民の保護に関する基本指針(最終変更: 平成29年12月19日閣議決定。抜粋)

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

第1節 住民の避難に関する措置

1 警報

(2) 警報の通知及び伝達

警報の通知・伝達に当たっては、全国に迅速かつ確実に通知・伝達するため、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線を中心^にに、政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等、これら的情報通信手段をその特性に応じて適切かつ効果的に活用して、国から地方公共団体及び放送事業者等の指定公共機関へ通知・伝達するものとする。

<自然災害>

・気象業務法

第15条

気象庁は、第十三条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなったときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を關係市町村長に通知するよう努めなければならない。

第15条の2 特別警報について同様に規定

・防災基本計画 各種災害ごとにJアラートを活用することを記載 (地震の場合)

第3編 地震災害対策編

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

- 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報等をJアラートにより、地方公共団体等に伝達するものとする。

Jアラートで配信される情報

| 情報 | 種別 | 主な使用実績 |
|------------|---------------------------|---|
| 国民保護に関する情報 | 弾道ミサイル情報 大規模テロ情報など | 平成24年12月 北朝鮮ミサイル発射事案 (沖縄県) 平成28年 2月 平成29年 8月 北朝鮮ミサイル発射事案 (北海道等12道県) 平成29年 9月 丁-alert. 90% 地盤震度 (大規模 地震) |
| 地震に関する情報 | 緊急地震速報 震度速報など | 東日本大震災 熊本地震 北海道胆振東部地震 平成23年 3月 平成28年 4月 平成30年 9月 |
| 津波に関する情報 | 大津波警報 津波警報など | 東日本大震災 福島県沖地震 平成23年 3月 平成28年11月 |
| 火山に関する情報 | 噴火警報 噴火速報など | 御嶽山噴火 平成26年 9月 草津白根山噴火 平成30年 1月 |
| 気象に関する情報 | 特別警報・警報・注意報 土砂災害警戒情報など | 平成30年 7月 平成30年7月豪雨 令和元年10月 台風第19号 手始め |

● 全国瞬時警報システム業務規程で定める情報種別

アラートで配信する25情報のうち、**11情報**については、原則、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動させる設定にする。（根拠規程「全国瞬時警報システム業務規程」）

| 情報の種別 | 起動区分 | 情報の種別 | 起動区分 |
|-------------------------------------|------|---------------------|------|
| 1 弹道ミサイル情報 ※1 | ○ | 13 東海地震注意情報 ※2 | ○ |
| 2 航空攻撃情報 ※1 | ○ | 14 震度速報 | ○ |
| 3 ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 ※1 | ○ | 15 津波注意報 | ○ |
| 4 大規模テロ情報 ※1 | ○ | 16 噴火警報(火口周辺) | ○ |
| 5 その他の国民保護情報 (即時音声合成情報 等) | ○ | 17 気象等の警報 | ○ |
| 6 緊急地震速報 | ○ | 18 土砂災害警戒情報 | ○ |
| 7 大津波警報 | ○ | 19 竜巻注意情報 | ○ |
| 8 津波警報 | ○ | 20 記録的短時間大雨情報 | △ |
| 9 噴火警報(居住地域) | ○ | 21 指定河川洪水予報 | △ |
| 10 噴火速報 | ○ | 22 東海地震に関連する調査情報 ※2 | △ |
| 11 気象等の特別警報 | ○ | 23 震源・震度に関する情報 | △ |
| 12 東海地震予知情報 ※2 | ○ | 24 噴火予報 | △ |
| | | 25 気象等の注意報 | △ |

*1 現在、内閣官房からの配信が運用上停止されている情報種別
(本情報は、現在、**即時音声合成情報**として配信されています。)

*2 現在、気象庁からの配信が運用上停止されている情報種別

<起動区分の凡例>

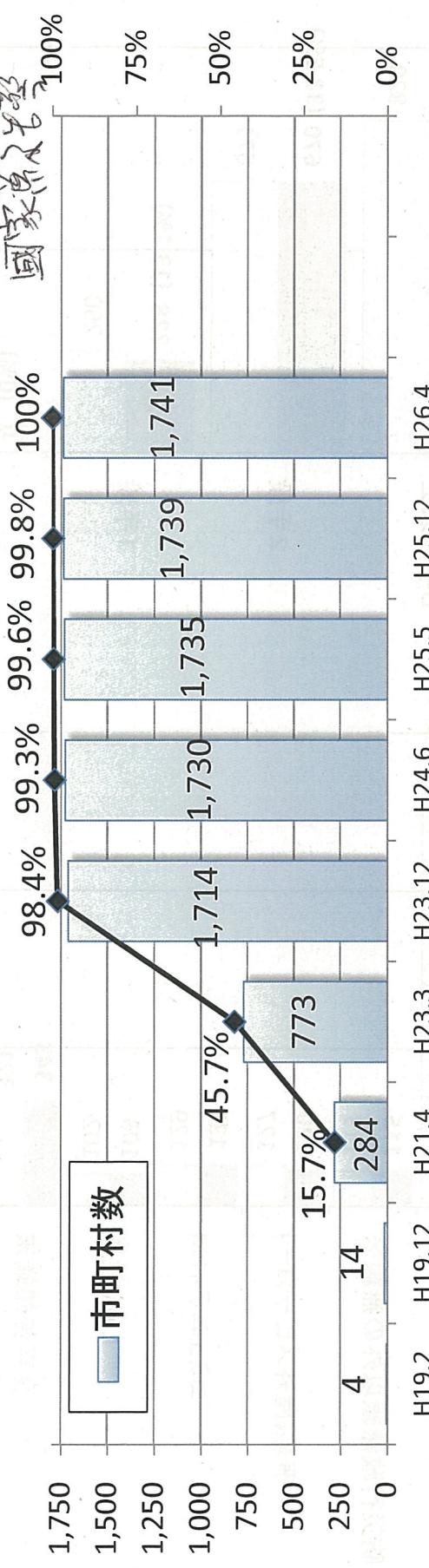
◎：同報無線等を自動起動するもの

○：市町村の設定により同報無線等を自動起動

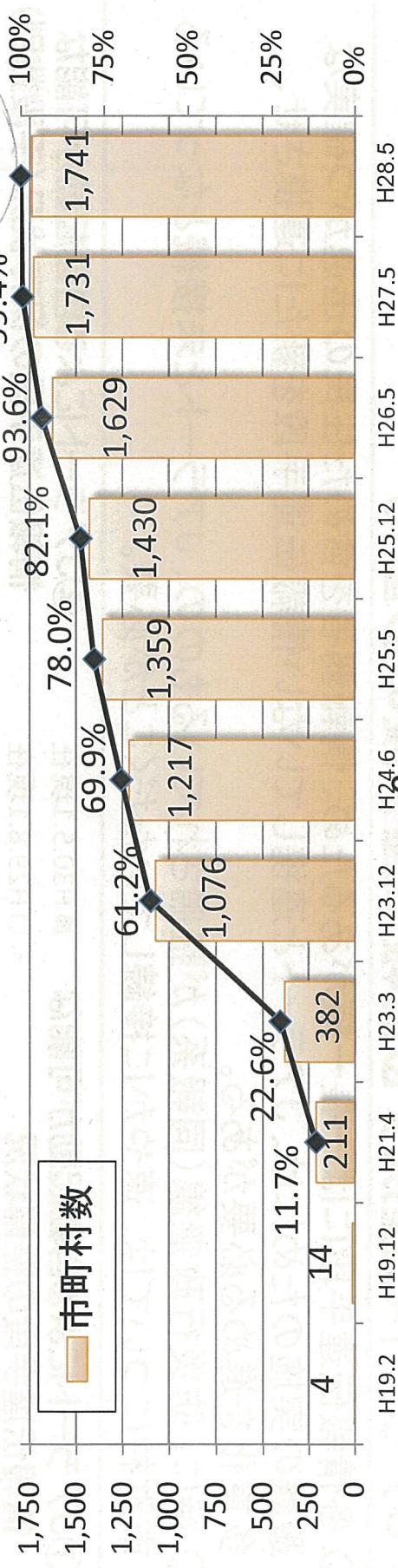
△：同報無線等を自動起動させないもの

● Jアラートの整備状況

Jアラート受信機の整備状況



Jアラート自動起動装置※の整備状況



※ Jアラートによる情報を住民に伝える情報伝達手段を、職員の操作を介さずに、起動させる機器又は仕組み。

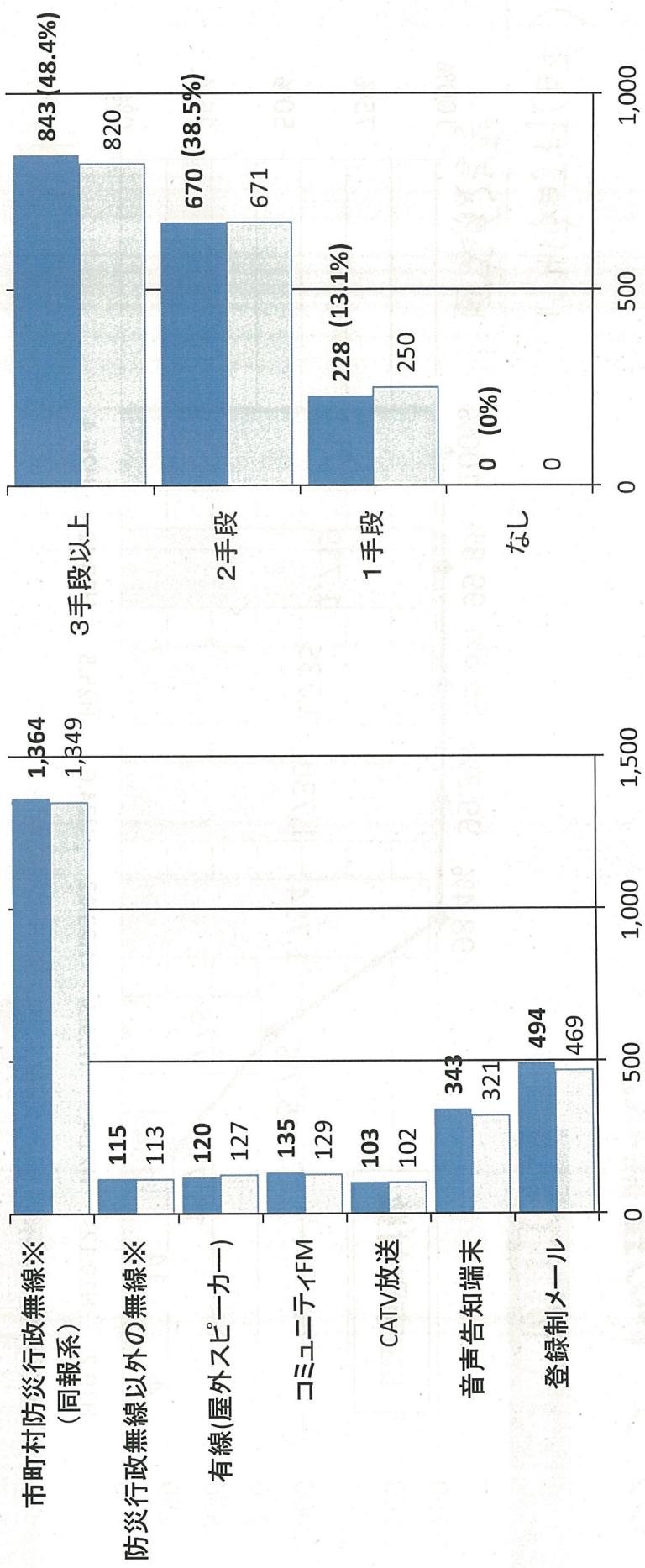
● Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化

- 各情報伝達手段には一長一短があるため、情報弱者を含めた住民の迅速かつ確実な避難の実施のために、Jアラートと連携していない情報伝達手段を新たに連携させ、多重化を進めねる必要がある。
- 特に、防災行政無線(同報系)が整備されているものの、Jアラートと未接続となっている市町村については、速やかに接続していただきが必要。

①Jアラートによる自動起動が可能な
情報伝達手段の整備状況

■ H30.5.1現在
□ H29.8.1現在

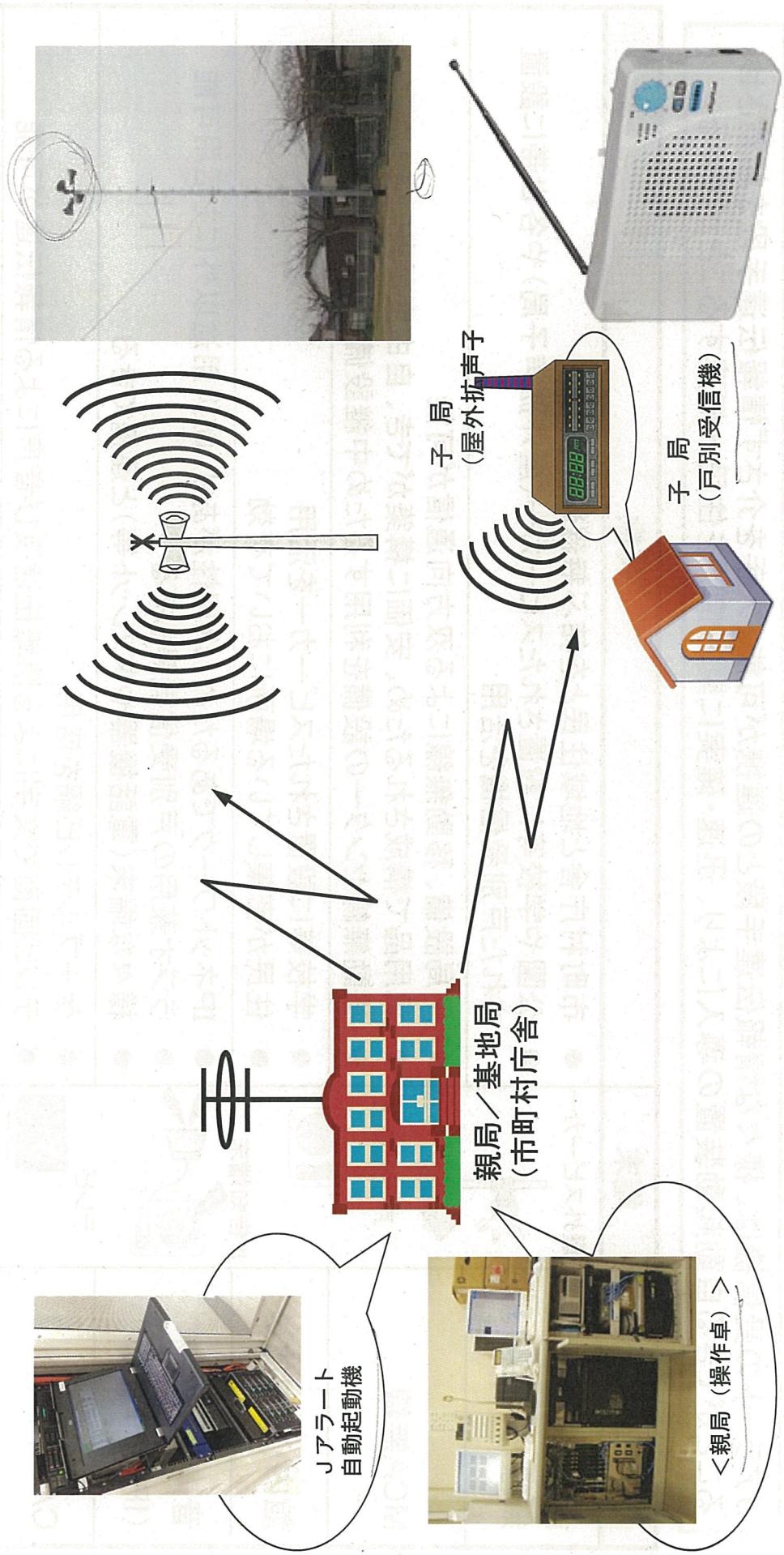
n=1,741市町村



※屋外スピーカー又は戸別受信機において整備済みの団体

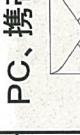
防災行政無線(同報系)

市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網。市町村は、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された個別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一斉伝達している。



● ワードと連携する情報伝達手段

ワードの受信機は、様々な情報伝達手段との連携が可能。人手を介さず情報伝達手段を起動させることができる。

| 情報伝達手段例 | 端末 | 特徴 |
|----------------|--|---|
| 市町村防災行政無線(同報系) | 屋外スピーカー  | <ul style="list-style-type: none"> 市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網を利用 公園や学校等に設置されたスピーカー(屋外拡声子局)や各世帯に設置された戸別受信機を活用 |
| MCA無線 | 戸別受信機  | <ul style="list-style-type: none"> 子局設備、移動無線による双方向通信が可能 汎用品で構成されるため、安価に構築ができる、自由度が高い、移動無線センターの設備を利用するため中継設備等の設置費用が不要 |
| 館内・校内放送 | IP告知端末  | <ul style="list-style-type: none"> 学校等に設置されたスピーカーを活用 住民が密集している場所において有効 |
| 音声告知端末(IP告知端末) | テレビ  | <ul style="list-style-type: none"> IPネットワークであるため、汎用性があり、防災用途以外にも活用可能 ラジオ兼用の戸別受信機や電話機器やタブレット等もある 様々な端末(電話機器やタブレット等)と連携できる |
| CATV | テレビ  | <ul style="list-style-type: none"> ケーブルテレビ網を活用 テレビ画面で文字による情報伝達及び音声による情報伝達が可能 |
| コミュニティ放送 | 防災ラジオ  | <ul style="list-style-type: none"> 既存のFMラジオ局を活用、自動起動ラジオの導入及び屋外スピーカーとの連携により効果的に情報伝達が可能 屋外スピーカーは市町村防災行政無線(同報系)より安価に整備可能 自動起動ラジオを活用 |
| 登録制メール | PC、携帯電話  | <ul style="list-style-type: none"> 既存の地方公共団体で運用している防災情報メールを活用可能 あらかじめ利用登録した職員、住民へメール送信 |

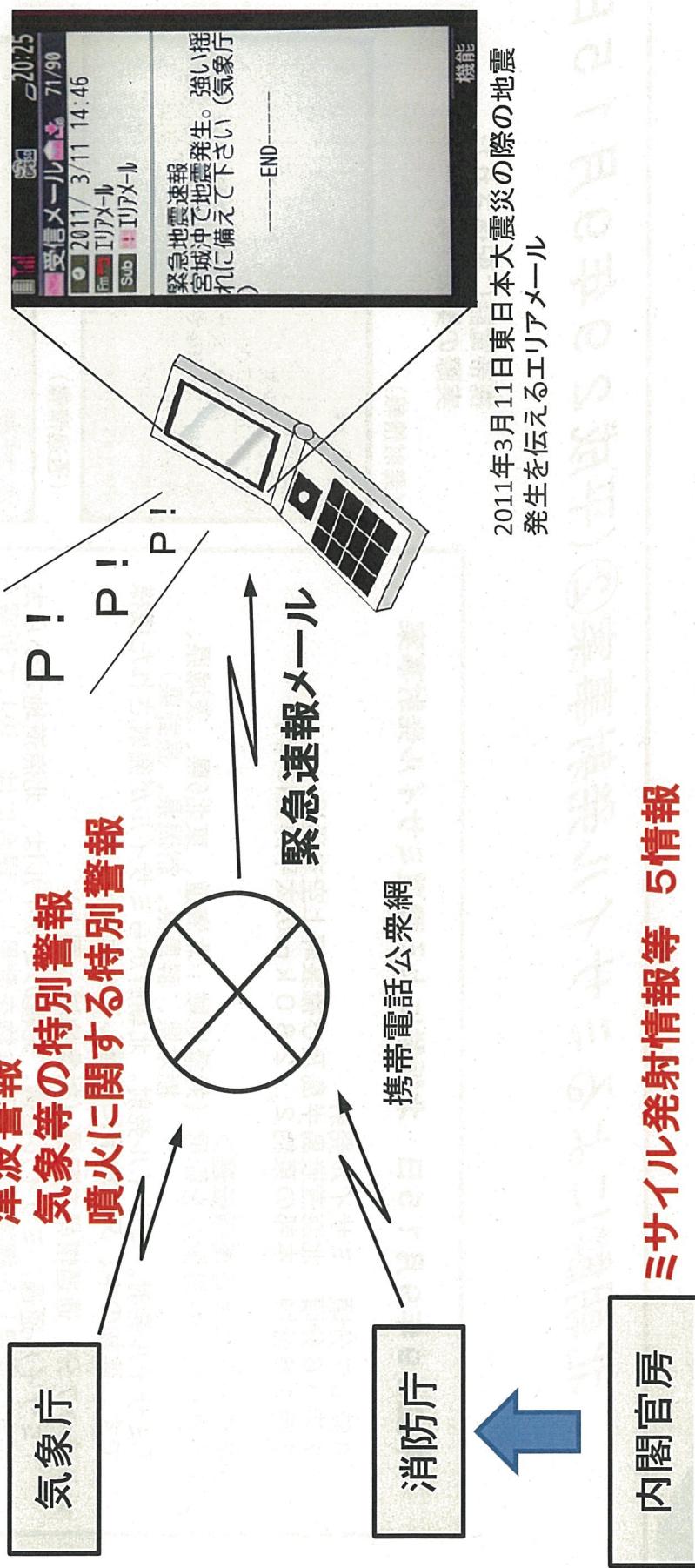
緊急速報メールによる国から国民への情報伝達

緊急地震速報、津波警報及びミサイル発射情報等については、市町村経由の情報伝達に加え、国から、直接、携帯電話ユーザーチャンネルで配信。

緊急地震速報

大津波警報

**気象象等の特別警報
噴火に関する特別警報**



※地方公共団体においても緊急速報メールを活用している。地方公共団体からは住民向けに避難勧告等の情報を配信。(平成27年8月現在1,711団体(98.3%))

平成29年9月15日 北朝鮮による弾道ミサイル発射事案②（平成29年9月15日）

携帯電話に配信された
実際の緊急速報メール

平成29年9月15日 北朝鮮による弾道ミサイル発射事案

6時57分頃 ミサイル発射
北海道渡島半島及び襟裳岬上空を通過
北本邦の東約2,280kmの太平洋上に落下
7時06分頃
7時16分頃

▼7時00分 発射情報をお配信

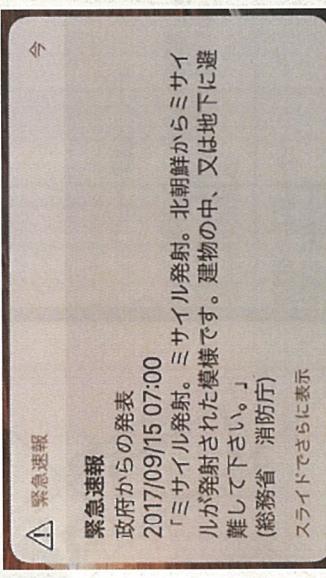
（対象地域：北海道、東北6県、茨城県、
栃木県、群馬県、新潟県、長野県）
「ミサイル発射。ミサイルが発射された模様
です。建物の中、又は地下に避難してください。」

▼7時07分 通過情報をお配信

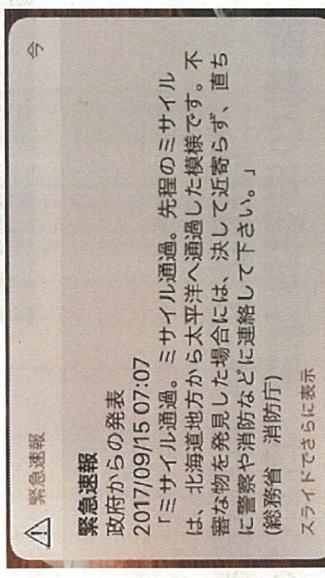
（対象地域：同上）
「ミサイル通過。ミサイルは、北海道地方から太
平洋へ通過した模様です。不審な物を発見した場合には、決して近寄ら
ず、直ちに警察や消防などに連絡してください。」

※対象地域12道県において、Jアラートにより市町村防災行政無線等が自
動起動されたほか、消防庁から直接携帯電話事業者を通じて、対象地域内携
帯電話に緊急速報メールを配信。

（発射情報）



（通過情報）





令和元年9月現在

「Safety tips」概要①

機能

- 自然災害の多い日本において訪日外国人旅行者が安心して旅行できるよう、平成26年10月から提供を開始した観光庁監修の外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ。
- 日本国内における緊急地震速報、津波警報、気象特別警報等をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。

■ 対応言語：11か国語12言語

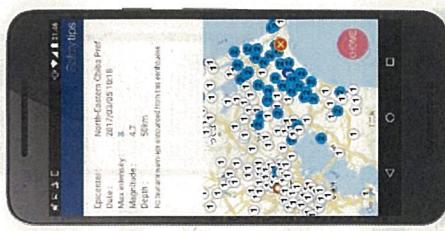
英語・中国語（簡体字/繁体字）・韓国語・日本語・スペイン語・ポルトガル語・

ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語

■ アプリ利用料：無料

■ プッシュ通知される情報

緊急地震速報、津波警報、気象特別警報、噴火速報、熱中症情報、彈道ミサイル発射等の国民保護情報



言語はアプリ内
設定ボタンで選択可能

地震発生時の
周辺震度も表示

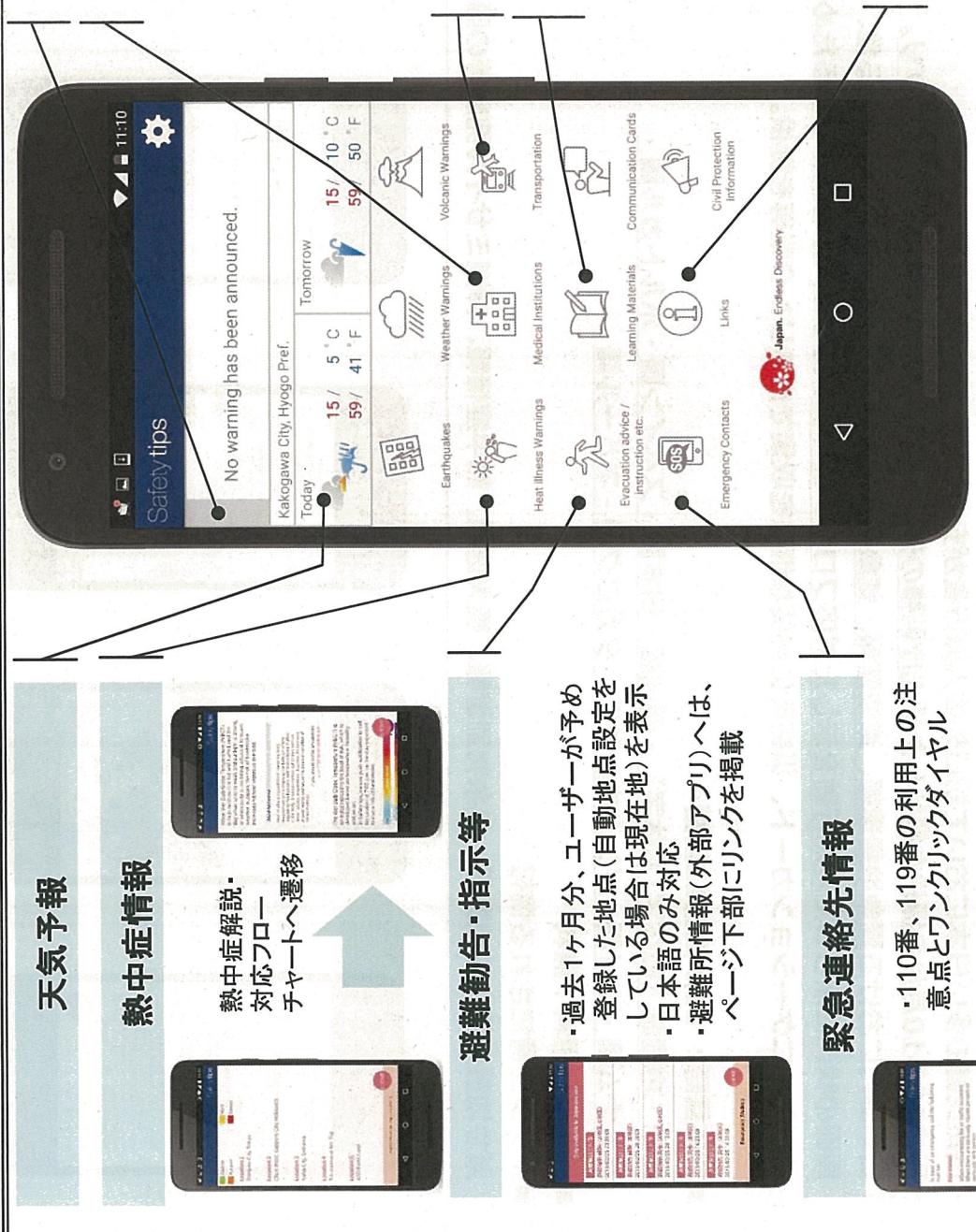
災害発生箇所と
現在地の見える化

対応フローチャート
リンク先

プッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」概要②

国土交通省
観光庁

令和元年9月現在



- 過去1ヶ月分、ユーザーが予め登録した地點(自動地點設定をしている場合は現在地)を表示
- 日本語のみ対応
- 避難所情報(外部アプリ)へは、ページ下部にリンクを掲載

- 110番、119番の利用上の注意点とワンクリックダイヤル

- 利用者の登録した母国情報に応じた大使館へのワンクリックダイヤル

英語、中国語(簡体字/繁体字)、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語

・NHK WORLD-JAPAN ・大使館情報
・交通機関情報 ・気象庁
・外国人受入可能な医療機関情報
・無料公衆無線LAN情報
・日本政府観光局(JNTO)
・音声翻訳アプリ「Voice Tra」(NICT)